

エコツーリズム推進基本方針

～ “たび” と創る持続的な地域社会を目指して～

平成20年6月6日閣議決定
令和8年3月31日閣議決定

目 次

はじめに	1
第1章 エコツーリズムの推進に関する基本的方向	3
1 我が国のエコツーリズムを取り巻く状況	3
(1) 我が国における推進の経緯	3
(2) これまでの取組の成果と課題	3
2 我が国におけるエコツーリズムの基本的考え方	4
(1) エコツーリズムを推進する意義	4
ア 自然体験を通じた自然環境保全の効果	
イ 地域固有の魅力を見直す効果	
ウ 活力ある持続的な地域づくりの効果	
(2) エコツーリズムへの取り組み方	5
(3) エコツーリズムに取り組む上での基本的な視点と配慮事項	5
3 我が国のエコツーリズムが目指す方向性	6
(1) エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿	6
ア 地域では	
イ 参加者は	
ウ 国内では	
エ 海外へは	
(2) 重点的に取り組むべき事項	7
ア 地域への支援	
イ 国内外への戦略的情報発信等	
ウ 科学的評価方法に関する調査等	
エ 他の施策との連携強化	
第2章 エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項	9
1 協議会の組織化	9
(1) 幅広い主体が参加することの必要性	9
(2) 協議会の体制	10
2 協議会の運営	10
3 活動状況の公表・報告	10
第3章 エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項	11
1 エコツーリズムを推進する地域	11
(1) 推進の目的及び方針	11
(2) 推進する地域	11
2 対象となる自然観光資源	12
3 エコツーリズムの実施の方法	12
(1) ルール	12
(2) ガイダンス及びプログラム	13
(3) モニタリング及び評価	14

(4) 安全管理	15
(5) その他	15
ア 情報提供	
イ 人材育成	
4 特定自然観光資源を含む自然観光資源の保護及び育成	16
(1) 自然観光資源	16
(2) 特定自然観光資源	17
ア 特定自然観光資源の指定	
イ 立入制限による利用調整	
ウ その他の保護及び育成の措置	
エ 情報の公表及び周知等	
5 協議会の参加主体	18
6 その他エコツーリズムの推進に必要な事項	18
(1) 環境教育の場としての活用と普及啓発	18
(2) 他の法令や計画等との関係及び整合	19
(3) 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和	19
(4) 地域の生活や習わしへの配慮	19
(5) 全体構想の公表	19
(6) 全体構想の見直し	20
 第4章 エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項	 21
1 認定の趣旨	21
2 認定の手続	21
3 認定基準	21
4 認定の取消し	22
5 認定全体構想の周知	22
 第5章 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項 その他エコツーリズムの推進に関する重要事項	 23
1 生物多様性の確保	23
2 普及啓発の推進	24
3 子どもの視点に立った継続的な取組の推進	24
4 技術的助言	25
5 エコツーリズムの推進体制	25

はじめに

人間活動から生じた環境負荷は、産業革命以降、急速に拡大し、地球規模で生態系を劣化させ、気候変動による異常気象や食料・水資源の不安定化なども引き起こし、今や私たちの生活だけでなく将来の世代にまで様々な危機を及ぼしています。こうした地球規模の環境問題等を背景に、平成27年9月25日に国連総会でSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、各国でその達成に向けた取組が進められており、環境・経済・社会の三側面のバランスが取れた世界を実現することを目指しています。

日本国内では、急速な都市化の進展や人口減少・高齢化等によって、人と自然、人と人とのつながりが希薄化し、従来のコミュニティが失われつつあります。その影響により、本来人の手が入ることで維持される里地里山、里海等の二次的自然環境や地域の祭り等の文化の維持・継承が困難となっており、持続可能な地域社会の実現が喫緊の課題となっています。このような課題を踏まえ、地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的向上を実現するとともに、地域の個性をいかして地域同士で支え合うネットワークを形成する「地域循環共生圏」の考え方も提唱されています。さらに、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」に向けた取組も活発化しており、企業など多様な主体が参画して取組が進められています。

自然環境や歴史文化を対象として体験し、学ぶとともに、それらの保全に責任を持つ観光の在り方であるエコツーリズムが日本に導入されて以降、その理念や取組は徐々に全国各地に広がり、一定の定着を見てきました。近年では、「サステナブルツーリズム」や「レスポンシブルツーリズム」、「リジェネラティブツーリズム」など、地域社会や環境への配慮を重視した観光の在り方が国際的に注目を集めています。また、「ウェルネスツーリズム」や「アドベンチャーツーリズム」など、観光旅行者の心身の充足や変化体験を重視する多様な観光の在り方も広がりを見せています。

一方で、インバウンドの急増やSNSの発達を背景として、特定の観光地に観光旅行者が過度に集中し、地域社会や自然環境に悪影響を及ぼす「オーバーツーリズム」も世界的に大きな問題となっており、交通渋滞の発生やごみ、騒音問題、自然環境の劣化、利用の質の低下などに悩まされる地域が現れています。

こうした潮流の中で、観光旅行者の意識も従来の消費型・大量型観光から、地域の自然や文化、暮らしに敬意を払い、過度な負荷を掛けない持続可能な観光へと大きく転換しつつあります。このような背景を踏まえ、自然や文化の保全と観光が両立し、地域と観光旅行者の双方が恩恵を実感できる持続可能な地域づくりを進めることが一層重要になっています。エコツーリズムは、そうした新しい観光の方向性を先導する実践モデルとして、地域において果たす役割を更に拡大させています。

近年、特に若い世代は、世界的にも環境意識が高く、環境保全のための行動に積

極的とされています。引き続き各地域においてエコツーリズムを環境教育の場として活用していくことで、このような「エコツーリスト」ともいえる意識を持った旅行者層を醸成していくことも重要です。

そのためには、将来を担う子どもたちを始めとした全ての人たちが、原始的で雄大な自然の偉大さや荘厳さを感じたり、人の暮らしと自然が織りなしてきた里地里山、里海などにおいて、その地域固有の人と自然や文化との「つながり」を五感で感じたりするような体験をすることが必須です。

地域の自然や文化を保全しながら、それらの自然観光資源を基にした地域固有の体験をガイドの案内・助言によって観光旅行者に提供する「エコツーリズム」は、単に一過性の体験にとどまらず、観光旅行者やそれに関わる地域の人々などに地域の自然や文化との「つながり」をもたらします。更にその取組は、私たち一人ひとりが地域の環境を介して地球環境とつながる糸口となるのです。また、地域ぐるみの取組は、地域にも「つながり」を生み、地域が元気になり、その「つながり」が関係人口の創出などの地域外との「つながり」に広がっていくことも期待できます。

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号。以下「法」という。）が議員立法により制定されてから、エコツーリズムに取り組む地域は着実に増加し、「つながり」を取り戻す動きも地域ぐるみで多く見られるようになってきました。

この基本方針は、人と自然や文化、人と人の「つながり」を取り戻し、生物多様性を保全しながら持続可能で活力ある社会を作っていくため、エコツーリズムが目指す方向性を示すとともに、地域が推進する際の基本的な事項を定めたものです。

地域の自然だけでなく文化を含めて自然観光資源として捉え、地域活性化のため、それらの自然観光資源を保護・保全しながら活用し、さらに、保全し続けるために積極的に活用するという「保護と利用の好循環」という価値観は、我が国におけるエコツーリズムの始まりから今も変わっておらず、地球規模の環境問題に直面している今だからこそ、改めて共有されていくべきものです。

さらには、国内外の観光旅行者等がエコツーリズムを推進する地域（以下「推進地域」という。）を訪れることで、相互理解の増進による平和への貢献や、自然・文化や人とのふれあいの体験を行うことでの健康づくりに役立つことも期待されます。近年の多様な社会課題に対し、エコツーリズムが提供する価値は大きくなっています。

この序章を読んでいるあなたの地域にも、その素材となる地域資源は必ずあります。今こそ、地球規模の問題を考えながら、そのすばらしい地域の素材をいかしてエコツーリズムを実現し、国内外に発信していくことに挑戦してみませんか。

第1章 エコツーリズムの推進に関する基本的方向

1 我が国のエコツーリズムを取り巻く状況

(1) 我が国における推進の経緯

世界におけるエコツーリズムは、途上国の支援の一環として、開発中心の産業からの転換を促し、地域住民が主体となって自然を保護しつつ持続的に生活を営む方策の提案として始まり、その後持続的な観光振興を目指す概念として論じられてきました。

日本では、平成に入って民間事業者によるエコツアーの取組が始まり、その後、地域におけるエコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）などの民間推進団体の設立が相次ぐなど、持続可能な地域づくりや新たな観光の取組として全国的な普及の動きが加速しました。

そして、平成15年から16年にかけて環境大臣を議長とする「エコツーリズム推進会議」が設けられ、国を挙げたエコツーリズムの推進が始まりました。同会議で「5つの推進方策」が取りまとめられ、これに基づいたエコツーリズムの普及と定着に向けた各種具体的な取組が進められました。

その後、平成18年に観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）が成立し、持続可能な形での観光立国の実現に向けた政府の基本方針として、同法に基づく観光立国推進基本計画が閣議決定されました。このような背景の中、平成19年にエコツーリズム推進法が議員立法により国会に提出され、全会一致で成立、平成20年4月1日に施行されました。これにより、法に基づくエコツーリズム推進全体構想（以下「全体構想」という。）の認定制度が始まりました。

(2) これまでの取組の成果と課題

こうした動きを経て、各地域で徐々に法に基づくエコツーリズムの取組が進められ、平成21年9月8日には全体構想認定第1号となる飯能市エコツーリズム推進全体構想が国の認定を受け、令和8年3月時点で認定数は28を数えました。さらに、その中には、特定自然観光資源制度を活用した立入制限等による自然観光資源の保護と利用の両立や、混雑を避けた利用環境による満足度の高い体験の提供を実現している事例も現れています。

また、観光庁が策定した「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」を全体構想作成の参考とし、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域も出てきています。

さらに、全体構想認定地域以外にも全国的にエコツーリズムに取り組む地域が増えつつあります。これらの地域では、エコツーリズムに対する認識が広がるとともに、その重要性が共有されながら多彩なエコツアーが実施されるなど、更なる発展に向けた取組が進められています。

以上のように、我が国におけるエコツーリズムを取り巻く状況は時代とともに大きく変わってきていますが、そのような中でも、地域におけるエコツーリズムの取組及びそれによる成果は年々着実に増え続けています。これはエコツーリズムの根本となる考え方が今も変わらず我が国における重要な観光の在り方として在り続けていることを示しています。

一方、自然観光資源の保全や文化の継承の実現、地域経済への効果の波及、全体構想認定によるブランド力や知名度の向上、エコツアーの更なる展開、インバウンドへの対応など、引き続き取り組むべき課題もあります。また、より多くの国民にエコツアーの意義や楽しさを伝え、参加の機会を増やすなど、エコツーリズムの裾野を広げていくための取組も求められています。

2 我が国におけるエコツーリズムの基本的考え方

(1) エコツーリズムを推進する意義

エコツーリズムを推進する意義は、下記に掲げる効果が相互に影響し合い、好循環をもたらすことにあります。

ア 自然体験を通じた自然環境保全の効果

人が自然の神秘とふれあうとき、何ものにも代えがたい深い感動や癒しを得ることができます。また、子どもの原体験としての「五感で感じる自然体験」の必要性も指摘されています。こうした自然とのふれあいの必要性が唱えられる一方で、一時的な利用者の集中など不適切な利用による自然環境の悪化が懸念される地域もあります。エコツーリズムにおいては、利用に関するルールの設定により自然観光資源の劣化が防がれます。さらに、ガイドの案内などを通じて楽しみの中で自然への理解を深めることで、観光旅行者や地域住民などの意識が高まり、それが地球環境問題への興味や環境保全に関する行動につながっていきます。

イ 地域固有の魅力を見直す効果

日本は、亜熱帯から亜寒帯、原生自然から里地里山、里海まで、自然と文化が一体となった多種多様な自然や風土を有しています。豊かで荒々しい自然と共生してきた先人たちの知恵と伝統は、各地に固有の特徴を持ちながら、各地の人々の暮らしや生き方の中に深く浸透し、息づいています。自然の魅力そのものに加え、このような自然と密接に関わってきた生活文化もまた、観光旅行者を強く引きつける魅力なのです。このように多彩で特徴あるものを改めて見直すことで、エコツーリズムの題材にふさわしい自然観光資源として様々な体験を提供することが可能となります。

ウ 活力ある持続的な地域づくりの効果

地域においては、その地域固有の自然観光資源を活用することにより、多様化が進む観光需要に対応できる魅力が増し、観光地としての競争力が高まるだけでなく、従来、観光が盛んでなかった地域においても新たに観光を振興することも可能となります。その結果、雇用の確保や観光を始めとした既存の産業との相乗効果、経済波及効果などが期待できます。それに加え、地域資源の再認識や観光旅行者とのふれあいなどを通じて、地域で何が大事な資源かという点について共通の理解が進むとともに、既存の観光事業者の持続的な地域づく

りに対する意識が高まることや、地域住民が地域に誇りを持つことなど、活力ある持続的な地域づくりの効果がもたらされます。

(2) エコツーリズムへの取り組み方

法第3条に定める4つの基本理念は、「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」とされています。この理念に沿って地域でエコツーリズムを推進する一般的な取組は、

- ①行政だけでなく、観光や農林水産業を始めとする関連産業や自然保護等に携わる人たち、地域住民などが一堂に会し、話し合い、
- ②地域が伝えたい魅力(＝地域の宝)をみんなで見つめ直し、あるいは探し出し、
- ③その魅力を子どもたちに伝えつつ大切にしながら、観光旅行者等のニーズも踏まえて磨き、
- ④地域外からの観光旅行者等にうまく伝え、
- ⑤観光旅行者等が得た感動を更に宝を磨く原動力とすることで、
- ⑥地域経済に活力を与えつつ、他産業との連携などの波及効果を広げるという相互に関連する一連の行為となります。

(3) エコツーリズムに取り組む上での基本的な視点と配慮事項

これらを具体的実現させていくには、以下の視点が基本となります。

- ①「大切にしながら」という視点
自然環境や生活文化などの自然観光資源を保全するとともに、持続的に利用するという考え方がエコツーリズムの取組全てにおける考え方の基盤となります。
- ②「楽しみながら」という視点
“おもてなしの心”を持って観光旅行者等に楽しんでもいただくことが前提であり、このことで自然や地域を好きになる人が増え、継続性が出てきます。
- ③「地域が主体」という視点
地域を中心として観光旅行者等を迎える関連する人たち全てが協力し合いながら、自ら考え、行動することが求められます。

さらに、次の点に配慮することも必要となります。

- ・事前にルールなどを決めてエコツアーを実施し、自然観光資源の状態を継続的にモニタリングするとともに、その結果を科学的に評価し、これをルールや活動に反映させるという順応的な管理の視点
- ・継続的かつ計画性を持った取組の視点(目標を持ち、徐々に発展させていくという考え方)
- ・農林水産業を始めとする関連産業との調和や地産地消の取組などとの有機的な連携
- ・全ての人が自然観光資源にふれあい、その価値を享受するための多様性配慮の視点
- ・他の法令や計画などとの整合・連携による、良好な相互作用

3 我が国のエコツーリズムが目指す方向性

(1) エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿

我が国において、エコツーリズムを推進する長期的な目標、つまり将来的に目指す姿は、次に挙げることが実現していることが考えられます。

ア 地域では

地域では、エコツーリズムの理念が地域に定着することで、観光旅行者やガイド、地域住民、観光事業者、ボランティアなどの多様な主体が相互に関わり合い、協力し合うことによって地域の結束力が高まり、地域コミュニティが再生します。さらに、地域外の人たちとの交流を通じて新しいつながりが生まれ、地域社会の活力が生み出されていきます。

エコツーリズムは、地域の自然や文化を保全しながら、それらを持続可能な形で活用していく地域づくりの仕組みです。その理念に基づいて行われるエコツアー等の活動は、地域の人々の理解と協働の下で進められ、結果として地域経済にも良い循環をもたらします。このように、自然や文化の保全と地域の活性化が相互に支え合うことで、地域全体で自律的かつ持続的に自然観光資源を管理・活用しようとする「ワイズユース（賢明な利用）」が進展し、地域の経済的・精神的な自立が実現します。

こうした取組は、地域コミュニティの強化や人口減少などの社会課題の解決にも寄与し、地域の将来を支える新たな社会的基盤を形成します。また、エコツーリズムの実践を通じて、地域の子どもたちに地域に対する誇りや愛着が芽生え、その思いが次の世代へと受け継がれていきます。

イ 参加者は

プログラム参加者は、各々の関心や理解の段階に応じた多様な体験を通じて、地域の自然や文化を体感します。これらの体験を通じて、参加者一人ひとりが自然環境の大切さを実感し、身近な環境保全などの行動へとつなげる意識が醸成されます。

エコツーリズムの取組は、地域の自然や文化を「守りながらいかす」ことを学ぶ場でもあります。参加者が地域の人々やガイドとの交流を通じて、自然との共生の知恵や地域の持続的な暮らし方を理解することで、自然観光資源の保全と利用の好循環が促進されます。

このように、エコツーリズムへの参加を通じて、地域と来訪者の双方が環境保全の主体となり、地域資源を次世代を担う子どもたちへと引き継ぐ価値観と行動様式が社会全体に広がっていきます。

ウ 国内では

地域で進められるエコツーリズムの取組が全国各地に広がり、相互に学び、共感し、連携し合うことで、日本全体としての持続可能な観光と地域づくりの基盤が形成されます。地域がそれぞれの自然や文化を保全しながらいかす取組を進めることにより、環境・経済・社会の三側面が調和した「持続可能な地域

社会」が全国的に拡大し、結果として日本全体の「持続可能な社会」の実現につながります。

また、エコツーリズムの理念が観光政策や地域政策、教育、企業活動など様々な分野に浸透することで、自然や文化の保全への理解と実践が社会全体に広がり、自然と共生する暮らしと観光の在り方が日本の価値として定着していきます。

エ 海外へは

訪日外国人旅行者を始めとする外国人が、各地域で行われるエコツアーなどを通じて日本の多様な自然環境や文化に触れることで、人と自然が共生してきた日本ならではの価値観や、地域ごとに受け継がれてきた知恵を体感します。こうした体験の共有を通じて、日本の自然環境の豊かさと、それを守りながらいかしてきた地域の取組への理解が国際的に深まります。

さらに、日本におけるエコツーリズムの理念や実践事例が海外に伝達されることで、自然共生社会の実現に向けた日本の姿勢が世界に示され、国際的な理解と共感を広げていきます。これにより、観光を媒介とした異文化の尊重と相互理解が進み、持続可能な社会づくりに向けた国際的な連携の深化にもつながります。

(2) 重点的に取り組むべき事項

上記の姿の実現を目指し、エコツーリズムを推進していく上で、重点的に取り組むべき事項は以下のとおりです。

ア 地域への支援

- ・エコツーリズム推進に係る協議会などの適切な運営に向けた効果的な技術的助言や指導としての専門家派遣
- ・取り組む地域に対するノウハウの提供と情報の共有化
- ・ガイドやコーディネーター等の人材育成への支援
- ・多言語整備等のインバウンド対応に向けた支援
- ・自然観光資源等のモニタリング及び評価への支援

イ 国内外への戦略的情報発信等

- ・国内における「エコツーリズム」の認知拡大や理解醸成に向けた情報発信
- ・全体構想認定地域のブランド力や知名度の向上に向けた情報発信
- ・海外に向けた日本のエコツーリズムのブランディング

ウ 科学的評価方法に関する調査等

- ・実践的なモニタリング及び評価手法などの研究、技術等に関する整理

エ 他の施策との連携強化

- ・学校教育、社会教育施策との連携
- ・農山漁村の活性化施策との連携
- ・交通施策との連携

- ・観光地域づくり施策との連携
- ・その他観光諸施策との連携

第2章 エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

地域におけるエコツーリズムの推進に当たっては、ガイドなどの観光事業者や地域住民、特定非営利活動法人、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者や各種の権利を有する者、その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者、関係行政機関、関係地方公共団体など、地域の多様な主体が参加及び連携し、相互に情報を共有するとともに、合意形成を図りつつ、取組を進めていくことが重要です。中でも市町村は、地域におけるエコツーリズム推進の中心的な役割を担うことが求められています。また、これら関係者が一堂に会し、様々な意見を取り込み、関係者の共通理解の下、合意形成を図ったり、意思決定を行うための場を設置したりすることが必要となります。

このため、エコツーリズムを推進しようとする市町村は、上記関係者に広く参加を呼びかけ、法第5条の規定に基づき、協議会を組織することができることとされています。

協議会では、関係者の意見を取りまとめ、当該地域におけるエコツーリズムの推進に関する全体構想を作成します。また協議会は、取組状況を定期的に点検するとともに、その結果に沿って、全体構想や取組の見直しを行う役割も期待されます。なお、地域の関係者は、全体構想の素案を作成した上で、当該市町村に対して協議会を組織することを提案することができます。

1 協議会の組織化

(1) 幅広い主体が参加することの必要性

エコツーリズムの推進に当たっては、プログラムの充実や実施による効果の波及、ルールへの浸透、利害関係の調整などを図るために様々な主体の連携が必要となります。そのため、地域の自然環境や観光活動の状況、農林水産業や農山漁村の活性化との関連などの特性に応じて多様な主体の参加の機会を確保することが求められます。

特に、法第8条に基づく指定により、保護措置が図られる「特定自然観光資源」又は当該特定自然観光資源の所在する区域において動植物の採捕の権利が設定されている場合であって、その権利を有する者の代表者がいる場合には、その代表者の参加の意向等を考慮しつつ、可能な限りその代表者の参加を確保する必要があります。

また、自然観光資源を対象とした保全再生活動などに関わる団体の参加も望まれます。

加えて、必要に応じて広域行政機関としての都道府県や国などの関係行政機関の参加を求めることも重要です。特に、特定自然観光資源の所有者が国や都道府県である場合には、所有している省庁の地方支分部局又は都道府県の参加が必要です。

さらに、全体構想に係る地域において、国又は都道府県が所有する土地があり、当該国又は都道府県から協議会への参加の申入れがあった場合は、土地の所有者たる国の地方支分部局又は都道府県を構成員として加えることが必要です。

(2) 協議会の体制

協議会の規模については、効率的な運営に留意し関係団体の代表などから構成するなどにより、適切なものとする事が求められます。また、円滑な運営を確保する観点から、運営事務を取り仕切る事務局を市町村や観光地域づくり法人（DMO）等に設置することが考えられます。

なお、事務局の運営を円滑に進めるためには、地域の取組全般に対して助言を行うアドバイザーの設置も有効な手段となります。

2 協議会の運営

合意形成に当たっては、地域の実情に応じて客観的な情報を用いたり、建設的な意見を集約し、自然観光資源の持続的利用など共通の利益の確認に努めたりすることなどにより、効果的な運営に留意する必要があります。

また、協議会の構成員は、互いに協力して積極的に協議会の効率的な運営及び全体構想の推進に努めることが求められます。

さらに、協議会には全体構想作成後もそのチェックや定期的な見直しなど継続的な運営が求められることから、定期的に協議会を開催することが必要です。

その際、地域において観光振興や地域づくりに関わる類似した協議組織が既に設立されている場合は、共同の開催や部会制とするなど構成員に配慮した運営とすることも検討される必要があります。

協議会はその開催などについて原則公開とし、運営に係る透明性を確保することが求められます。より適切な協議会の運営や取組の推進とするために、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家や研究者などからの意見聴取を行うことも必要です。さらに、多様な意見や情報を把握するため、地域住民を始めとする地域の関係者などを対象としたシンポジウムや説明会の開催などを通して、幅広い主体の意見を取り入れるだけでなく参加の促進についても促していくことが望まれます。

また、地域によっては、複数の市町村が協力してエコツーリズムを推進することも想定されます。このような場合には、複数の市町村が合同で協議会を開催するなど、効率的な運営を図ることが考えられます。

3 活動状況の公表・報告

市町村は、協議会の活動状況を毎年取りまとめて、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）に報告を行うこととされていますが、併せて広く一般に公表することが求められます。

協議会は、会議などでの協議事項や決定事項などを、関係者間での共有に努めることとします。この際、協議の結果だけでなく、結果に至るまでのプロセスを必要に応じて共有することは、エコツーリズムに対する理解を広め、適切な推進につながります。

第3章 エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

協議会が作成する全体構想は、本基本方針に則して、推進地域や、対象となる自然観光資源、エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源の保護及び育成、協議会の参加主体と役割分担、その他エコツーリズム推進に必要な事項を定めるものです。

全体構想は、上記に挙げた各項目について、以下の基本的事項に留意しながら作成するものとします。

1 エコツーリズムを推進する地域

(1) 推進の目的及び方針

(基本的事項)

推進地域の設定を始めとする全体構想の作成に当たっては、まず地域が目指すエコツーリズム推進の背景や目的、取り組むに際しての基本的な方針や課題解決の方向性といった事項を明確にすることが望まれます。

(全体構想に記載すべき事項)

- ・ 推進の背景と目的
- ・ 推進に当たっての現状と課題
- ・ 推進の基本的な方針

(2) 推進する地域

(基本的事項)

推進地域の設定は、自然環境の特性や社会的側面からその一体性を考慮し、過大又は過小にならないよう合理性のある範囲とする必要があります。

また、一つの推進地域の中にも異なる特性を持つ区域が併存する場合には、必要に応じてそれらを適切に区分（以下「ゾーニング」という。）し、それぞれの特性に応じて、想定される利用の形態や実施に当たって配慮すべき事項、利用を抑制すべき区域などエコツーリズムの実施の方法を示す必要があります。

上記のように自然環境の特性や社会的側面を考慮した結果によっては、複数の市町村にまたがる推進地域を設定することも考えられます。その場合には複数の市町村を一体として全体構想を作成することが望まれます。

その一方で、一つの市町村の中に海沿いの地域や山あいの地域など異なる自然環境の特性や社会的側面を持つ地域が複数あり、ゾーニングによる対応が困難な場合には、一つの市町村に複数の協議会が設置され、それぞれにおいて全体構想が作成されることも考えられます。

なお、推進地域の設定に当たっては、土地所有者等との丁寧な合意形成の下に進められる必要があります。

(全体構想に記載すべき事項)

- ・ 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方

- ・推進地域のゾーニングの考え方（ゾーニングする場合）
- ・ゾーニングの取扱方針（ゾーニングする場合）

2 対象となる自然観光資源

（基本的事項）

エコツーリズムの対象となる自然観光資源には、自然環境に係る観光資源だけでなく、自然環境と密接な関連を有する風俗慣習や伝統的な生活文化に係る観光資源も含まれます。

法第2条第1項第1号の「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」については、クジラ、イルカ、ウミガメ、ホタル、チョウ、ブナの巨木などの「動植物」、海鳥の集団繁殖地やサンゴ礁、湿原などの「動植物の生息地・生育地」、滝や風穴、噴泉塔などの「地形・地質」といった資源が例として挙げられます。

また、法第2条第1項第2号の「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」としては、棚田や魚垣（ながき）、火入れとそれによって維持されている半自然草原、カバタ（湧水を家に引き込みその水を炊事や洗濯に利用する仕組み）などの資源が例として挙げられます。

そのほか、上記の自然観光資源に該当しない一般的な観光資源で、プログラムの企画、実施に当たって活用することが見込まれるものについても、全体構想に併せて記述しておくことが考えられます。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項など

3 エコツーリズムの実施の方法

エコツーリズムは、観光旅行者が自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言（以下「ガイドンス」という。）を受け、自然観光資源の保護に配慮しつつふれあい、知識や理解を深める活動（以下「プログラム」という。）の実施によって推進されるものです。

また、エコツーリズムは人為的な影響を受けやすい自然観光資源を対象として実施されることもあることから、それらが利用によって損なわれないように留意する必要があります。そのためには適切な利用の方法（以下「ルール」という。）を確認し必要に応じて明文化するとともに、その方法に従って実施することや、自然観光資源の状態などの実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え（以下「モニタリング及び評価」という。）、これを反映させつつ実施することが重要です。

エコツーリズムの実施に当たっては、上記のルール、ガイドンス、プログラム並びにモニタリング及び評価に加え、安全管理が特に重要な要素となることを踏まえつつ、以下に挙げるような各項目に留意して実施することが求められます。

（1）ルール

（基本的事項）

エコツーリズムにおけるルールとしては、自然観光資源が損なわれることを防ぐため、必要に応じて罰則のような一定の強制力を持たせることによって遵守を図るものと、内発的な取組として関係者間の意識啓発によって実施するものがあります。

その際、観光旅行者の満足度の向上やガイド自身を含む参加者の安全確保、地域住民の生活の質が観光によって損なわれることを防止することなどを目的としたルール、従前からの地域コミュニティにおける慣習などについても必要に応じて検討することが求められます。

ルールの策定に当たっては、効率的に策定されるよう配慮しながら、それが実行されることにより影響を受ける幅広い関係者が議論に参加することが望まれます。特に自然観光資源の利用に制限を課す場合にあっては、影響が想定される観光事業者等も含めて関わってもらうことが重要です。

その際、議論や情報と併せて、自然観光資源の持続的利用など、そのルールを遵守することによって得られる共通のメリットが分かりやすい形で共有されることが重要です。

また、ルールの運用に当たっては、観光事業者や観光旅行者だけでなく、地域住民に対しても周知徹底を図ることが求められます。この際、ルールを遵守することによって得られるメリットを分かりやすい形で提示したり、ルールの運用状況をチェックする体制を整えたりするなど、実効性の確保に留意する必要があります。

上記のように適切に運用されたルールに基づいて実施されるプログラムでは、観光旅行者は対象とする自然観光資源の損なわれていない本来の姿にふれあうことができる上、利用集中によるマナー違反や混雑等の悪影響が緩和されるなど快適な状態がもたらされることになります。このため、質の高いエコツアーの実現につながり、観光旅行者にとっての満足度が高まることになります。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・ルールによって保護する対象
- ・ルールの内容及び設定理由
- ・ルールを適用する区域
- ・ルールの運用体制

※ 特定自然観光資源については、「4 特定自然観光資源を含む自然観光資源の保護及び育成」で詳述

（２）ガイダンス及びプログラム

（基本的事項）

ガイダンスは、ガイドが直接案内及び解説する方法が基本となりますが、補助的には観光旅行者が自ら理解するための解説板やガイドブックなどの文字や携帯端末などの情報システムを活用した方法など様々な手段があります。

また、ガイドには、職業的なガイドのほか、ボランティアガイド、あるいは地域の住民や農林漁業者とのふれあいや協働を通しての地域密着型の案内及び解説といった様々なレベルが想定されます。

エコツーリズムの推進に当たっては、これらの各種のガイダンスを地域の状況やゾーニングに応じて、適切にプログラムとして組み合わせながら計画、実施していくことが重要です。

プログラムの企画及びその実施に当たっては、表面的な情報や知識を伝えるだけでなく、その背景にある歴史や文化、地域との関わりなどを観光旅行者に効果的に伝えることが重要です。また、観光旅行者が楽しみながら自然の奥深さなどに気づき、深い感動を得られるような内容となるよう留意する必要があります。

ガイドは、自然環境の成り立ちや保全の必要性、観光利用とそれに伴う自然環境への影響の現状、人の生活と自然の関わりなど、地域の自然観光資源に関する情報を日頃から収集することにより、深い知見を有していることが基本となります。

上記に加えて、観光旅行者の関心に応えられるように、文化や伝統、習慣、食、言語といった地域についての広範な知識を有していることが望まれます。さらに、観光旅行者が楽しみながら上記の情報や知識を理解できるようにプログラムを企画する能力や、効果的に情報を伝えるインタープリテーション技術、参加者を楽しませるエンターテインメント性、ホスピタリティー、観光旅行者の知識レベルや関心の度合いに応じた柔軟な対応、安全確保といった様々な能力を有していることが望まれます。また、特に訪日外国人旅行者に対しては、日本、地域独自のルールや慣習そのものを固有の魅力として伝え、理解し、受け入れてもらうことも重要です。

上記のような能力を備えたガイドによって実施されるプログラムは、内容に見合った対価を得られる質の高いものとなります。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・主なガイダンス及びプログラムの内容
- ・実施される場所
- ・プログラムの実施主体

（３）モニタリング及び評価

（基本的事項）

モニタリング及び評価は、地域の自然観光資源などが損なわれないよう調査及び把握する行為です。

その際、科学的かつ客観的な視点から実施されることが望まれますが、特に、原生的な自然が比較的多く残り、脆弱性が高い地域では、よりきめ細かなモニタリングが必要となることから、国や大学などの研究機関が実施する調査などとも連携しつつ、専門家や研究者の積極的な関わりを得ながら実施していく必要があります。

一方、里地里山、里海など人の生活と自然環境が密接に関連する地域では、ガイドや地域住民が主体となって状況把握に努め、専門家や研究者に適宜チェックを受けられるような仕組みを構築して実施することが望まれます。さらに、資源の保全に貢献するエコツアーのように観光旅行者と協働の下に実施する方法もあります。

モニタリングの対象の選定に当たっては、自然観光資源その他の自然環境の状態や変化を的確かつ継続的に把握し、客観的に評価できるように留意する必要があります。

そして、モニタリングの継続的な実施のためには、モニタリングの実施・運営に向けた事務局の役割を果たす主体を明確にすることのほか、土地の所有者や地域住民、ガイド、地域で活動する各種団体などが幅広く参加し、自然観光資源の状態を把握するなど、可能な限り効率的に実施しつつ、モニタリングや評価の各段階において適宜専門家の助言を得ることのできるような仕組みを構築することも重要になります。また、モニタリングを参加型にすることにより、参加者に対する環境教育の効果も期待できることから、学校関係者等との連携も効果的です。さらに、エコツアーによる収益をモニタリングの運用に充てるなど、モニタリングが持続可能で地域が取り組みやすい仕組みとなるよう検討する必要があります。

また、風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源の評価については、画一的な評価が難しいこともあるため、このような場合にあっては、地域の人々の経験に基づく評価が必要になる場合もあります。

なお、協議会において上記のモニタリング及び評価の結果を共有、公表するとともに、当該結果に基づいてガイドランス及びプログラムやルールなどエコツアーの実施の方法の見直しなど、評価の結果を適切に反映する仕組みを構築することが重要です。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・モニタリングの対象と方法
- ・モニタリングに当たっての各主体の役割
- ・評価の方法
- ・専門家や研究者などの関与の方法
- ・モニタリング及び評価の結果の反映の方法

（４）安全管理

（基本的事項）

ガイドランス及びプログラムの企画及び実施に当たっては、プログラムの参加者や実施者等の関係者の安全確保に向けて、あらかじめ地域に応じた災害や事故等のリスクを把握し、それらを事前に回避する方策を立てることが求められます。

万が一の事故など緊急時に備えて、安全確保や連絡体制の整備など、地域で安全対策を協議する関係諸機関と日頃から連携を図っていくことが重要です。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・安全管理に関する事項

（５）その他

ア 情報提供

（基本的事項）

市町村及び協議会は役割に応じて、地域住民や観光旅行者に対して地域固有の魅力を伝え、ルールの内容を周知するとともに、地域における自発的な活動を促すための情報を適切な方法とタイミングで提供していく必要があります。

また、エコツーリズムの継続的な推進のためには、訴えかけるべき対象を適切に把握しながら、より効果が見込まれる方法により情報提供を行うことが望まれます。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・主な情報提供の方法

イ 人材育成

（基本的事項）

ガイドは、地域全体での取組が必要であり、ガイドのみならず地域住民にも地域の魅力を伝える力が望まれます。そして、各種のガイドの質は、伝える側の知識や技術、ホスピタリティーなどの意識によることから、幅広い人材の育成が求められます。

とりわけ、観光旅行者を直接案内するガイドはその有する能力がプログラムの質に大きな影響を与えるものであり、積極的に人材育成を図っていくことが望まれます。そのための主な方法としては、知識や技術、意識の向上を図るための研修会の開催や、ガイド同士の情報交換の機会提供、他の取組地域との交流などが挙げられます。

また、円滑かつ継続的に取組を進めていくためには、各主体や地域住民の間の橋渡しや、様々な案件の調整といった役割を担う地域のコーディネーターの存在が望まれます。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・ガイドなどの育成又は研鑽^{けんさん}の方法

4 特定自然観光資源を含む自然観光資源の保護及び育成

「自然観光資源」はそれぞれ固有の特性を持っており、その存在と特性を把握し、保護及び育成の措置を計画し、着実に実施していくことが必要です。さらに、自然観光資源の中でも、観光旅行者やその他の者の活動により損なわれつつある又は損なわれるおそれがあり、法的に保護のための措置を講ずる必要があるものについては、「特定自然観光資源」として指定することができます。

（１）自然観光資源

（基本的事項）

特定自然観光資源を含む全ての「自然観光資源」はエコツーリズムの基礎であり、その持続可能な活用に向けては、関係者の共通認識の下で保護及び育成の措置を検討し、明確にする必要があります。

保護及び育成の措置については、木道や柵の整備といった物理的な方法、手入れや管理による方法及びルールによる利用の誘導が考えられます。

保護及び育成の措置を計画し実施していく上では、既存の制度及び計画との整合を図るとともに、必要な諸事項について協議会で協議を行うことが求められます。

（全体構想に記載すべき事項）

・自然観光資源の保護及び育成の方法

※ ルールに関する事項については、「3（1）ルール」で記載

※ 特定自然観光資源に関する事項については、「4（2）特定自然観光資源」で記載

（2）特定自然観光資源

（基本的事項）

ア 特定自然観光資源の指定

市町村長は、協議会が作成した全体構想が国に認定された場合に、その認定された全体構想に従って、法第8条の規定に基づき特定自然観光資源を指定することができます。その指定に当たっては、特定自然観光資源が所在する区域（以下「所在区域」という。）の設定を併せて行う必要があります。

この際、土地の所有者、使用収益権者、漁業権者その他の法第2条第4項の土地の所有者等（以下「土地の所有者等」という。）の同意を得る必要があります。ただし、他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源としてエコツーリズム推進法施行規則（平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省令第1号）で定められているものについては、二重規制となるため原則として指定できません。さらに、既存の法令・計画及び他の公益との整合性に留意することが必要です。

特定自然観光資源の指定に当たっては、学術的な視点や、地域の住民に大切にされているなどの地域社会的な視点のほか、集客力など観光の視点などが考慮されます。所在区域の設定に当たっては、指定する特定自然観光資源の特性や周辺の自然環境の特性、社会的側面を考慮し、必要以上に広範囲に及ばないようにするなど、合理的に区域を設定するよう留意することが求められます。

イ 立入制限による利用調整

特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあるときは、市町村長は、所在区域内への立入りについて、法第10条の規定に基づき①立入制限期間の設定、②立入り時における市町村長の承認の義務付け、③立入人数の上限の設定を行うことができます。

立入りの承認に当たって条件を設ける場合は、合理性・透明性に留意する必要があります。

立入制限地域を設定する際の土地の所有者等の同意を得るに当たっては、市町村長は土地の所有者等に対して規制の内容を十分説明することが重要です。

ウ その他の保護及び育成の措置

保護及び育成の方法としては、上記のような法に基づく規制以外にも、物理的な方法、日々の手入れや管理による方法などが考えられます。

保護及び育成の措置の計画及び実施に際しては、既存の制度及び計画との整合を図るとともに、必要な諸事項について協議会で協議を行うことが求められます。

エ 情報の公表及び周知等

市町村長は、特定自然観光資源を指定した場合には、標識の設置によって観光旅行者などに対して規制の趣旨及び内容を伝えるとともに、名称及び所在区域並びにその保護のために講ずる内容を公示する必要があります。

加えて、地域住民に対する理解促進のほか当該地域への旅行を計画する観光旅行者や旅行会社等の事前情報確保のために、特定自然観光資源の指定による規制内容等について、インターネット等を利用して広く情報を周知することも求められます。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・ 特定自然観光資源の名称、所在地、区域及び指定の理由
- ・ 特定自然観光資源の保護及び育成の方法
- ・ 立入制限（利用調整）の区域における制限の理由、期間及び上限の人数など
- ・ 特定自然観光資源に係る情報の公表及び周知の方法
- ・ 特定自然観光資源の保護及び育成の方法に関する管理体制

5 協議会の参加主体

（基本的事項）

参加する主体はそれぞれの特性や立場を理解した上で、適切な役割分担の下、連携及び協力することが求められます。

役割分担としては、ルールの周知徹底や運用状況の監視、ガイドンス及びプログラムの企画及び実施、モニタリングの実施、広報などが想定されます。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・ 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担

6 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

（１）環境教育の場としての活用と普及啓発

（基本的事項）

エコツーリズムの一連の取組を通して環境教育の効果が発揮されます。

具体的には、観光旅行者はガイドンス及びプログラムへの参加をきっかけとして自然に対する理解が深まります。また、知識の取得や理解にとどまらず、人間と環境との関わりを踏まえて自ら責任ある行動を起こすことのできる人材の育成につながります。そのため、実施されるガイドンス・プログラムは、自然の奥深さ、大切さに気付く場となるようにする必要があります。

地域の関係者にとっては、エコツーリズムの一連の取組や観光旅行者などの参加者との関わりを通して、地域の宝としての自然観光資源の大切さを改めて認識するとともに、地域の理解や環境問題への関心を深めることとなります。

取組の経過を地域住民に広報するとともに、小学校における自然体験・集団宿泊体験などの学校教育活動や公民館などの社会教育活動との連携により、積極的に普及啓発していくことが望まれます。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・ ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点
- ・ 地域住民に対する普及啓発の方法

（２）他の法令や計画等との関係及び整合

（基本的事項）

全体構想はその策定に際し、他法令や関係法令に基づく各種計画などと調整し、調和を保つべきものです。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・ 主な関連法など

（３）農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和

（基本的事項）

地域の農林水産業や土地の所有者等との連携により、農林水産業の発展とエコツーリズムの推進の相乗効果が発揮されることが期待できます。

また、農山漁村地域においてプログラムが実施される場合には、農林水産業や土地の所有者等の理解を得ながら実施していくことが必要です。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・ 農林水産業などとの連携方策や配慮事項

（４）地域の生活や習わしへの配慮

（基本的事項）

ガイダンス・プログラムを実施する場合には、観光旅行者などの行為が地域住民の生活に悪影響を及ぼすことのないように配慮する必要があります。

特に、信仰の対象となっている自然観光資源やガイダンス・プログラムの対象となる伝統的な生活文化や慣習などに対しても、それらを尊重することが必要です。

（全体構想に記載すべき事項）

- ・ 地域の生活や習わしに対する配慮事項

（５）全体構想の公表

（基本的事項）

法第５条第４項の規定では、市町村は、協議会が全体構想の作成、変更・廃止を行ったときは、広く一般に公開し、主務大臣へ報告を行うこととされています。

(全体構想に記載すべき事項)

- ・公表の方法

(6) 全体構想の見直し

(基本的事項)

協議会は、モニタリングの結果や全体構想の実施状況を適宜評価し、全体構想を定期的に点検することが求められ、必要が生じた場合には全体構想の変更を検討することが望まれます。

(全体構想に記載すべき事項)

- ・点検及び見直しの時期

第4章 エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

1 認定の趣旨

全体構想の認定は、協議会が作成した全体構想について法第6条第2項及び第3項の規定に基づき主務大臣が行うものです。全体構想が認定されると以下のようなメリットがあります。

- ・これまで保護措置が講じられていなかった自然観光資源を、必要に応じて特定自然観光資源として指定することにより、汚損、損傷、除去及び観光旅行者に著しく迷惑を及ぼす行為の禁止、所在区域への立入りの制限などの保護措置を講じることができるようになり、持続的かつ質の高い自然観光資源の利用が可能となります。
- ・国によって、法の基本理念に基づいた他の地域のモデルとなる取組として認められることになり、地域のブランド力が高まるとともに、国が積極的にその周知に努めることから、集客力の向上につながることが期待されます。

2 認定の手続

市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成した際は、当該全体構想について環境省、国土交通省又は農林水産省の地方支分部局を通じて法第6条第1項の規定に基づき主務大臣に認定の申請を行います。その際、自然的経済的社会的条件から、一体としてエコツーリズムを推進することが適当であると判断し、隣接する市町村が共同して全体構想を作成した場合にあっては、当該市町村が共同で認定申請を行うことができます。

3 認定基準

全体構想の認定基準は、法第6条第2項の規定に基づき以下のとおりとします。

①以下に示す事項その他の事項が本基本方針に適合するものであること

- ・当該市町村、観光旅行者に対し自然観光資源についてのガイダンスを業として行う者（そのあっせんを業として行う者を含む。以下「特定事業者」という。）、地域住民、特定非営利活動法人等、土地の所有者等、関係行政機関及び関係地方公共団体など推進地域における関係者が、効率的な運営に配慮しつつ、幅広くかつ片寄りなく協議会に参加していること。
- ・協議会の構成員に加える旨の申入れがあった際の手続など、協議会の組織及び運営に関し必要な事項が適切に整備されていること。
- ・協議会が透明性を確保しつつ運営されていること。
- ・全体構想の公表の方法が適切であること。
- ・他法令や、関係法令に基づく各種計画との整合性が図られていること。
- ・推進地域が周辺の市町村にまたがる場合は、当該市町村との連携が図られていること。
- ・自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置の内容が適切であること。
- ・全体構想が定期的に点検され、必要に応じて見直しの検討がなされると見込まれること。

②自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事

項が確実かつ効果的に実施されると見込まれること

- ・特定事業者、自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置の実施者などが存在し、その役割分担が明確にされていること。

4 認定の取消し

主務大臣は、認定した全体構想（以下「認定全体構想」という。）が本基本方針に適合しなくなったと認めるとき、また、推進地域における自然観光資源に著しい影響を与えていたり、プログラムの実施主体が存在しなくなった場合など、認定全体構想に従ってエコツーリズムが推進されていないと認めるときは、文書などにより必要な技術的助言を行い、更に改善が見られない場合にあっては、法第6条第6項及び第7項の規定に基づき、その認定の取消しを行います。その際、主務大臣は、当該市町村に理由を付して通知するとともに、インターネットなどにより公表します。

5 認定全体構想の周知

環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省は、法第7条第1項の規定に基づく認定全体構想の周知に当たっては、関係団体及び関係地方公共団体などとも連携の上、政府広報、インターネットなど各種媒体を活用し、観光旅行者、特定事業者、旅行業界団体など各主体に応じた適切な方法により、積極的かつ効果的にその周知に努めます。

第5章 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

1 生物多様性の確保

我が国は、生物多様性条約及び生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月閣議決定）を策定しており、この中でエコツーリズムの推進についても位置付けがなされています。

地球上の多様な生物は、誕生から約40億年の歴史を経て環境に適応し、環境との相互作用を通して進化してきたものであり、森林、河川、湖沼、サンゴ礁などの生態系の中でそれぞれ役割を担って相互に影響し合い、バランスを維持し、長い年月を掛けて地球環境の形成に寄与してきました。豊かな生物多様性とは、こうしたバランスが維持され、自然環境が生態系、種、遺伝子の各レベルで健全に保たれている状態を意味するものであり、飲料水や食料の供給、気候の安定など、様々な恵みを人間にもたらす源泉であるとともに、人間のみならず、全ての生物の生存基盤となっています。

また、我が国においては、生物多様性を基礎とする地域固有の資源を活用して、多様な文化を形成してきました。多様な文化は豊かな生活の基盤として、地域社会の持続的な発展に貢献しています。

このような豊かな生物多様性に根ざした地域固有の自然環境や生活文化は、それ自体がエコツーリズムの題材として大きな観光的価値を持っています。その利用に当たっては、順応的管理を基本とし、本来の価値を損なわないよう十分配慮を行うとともに、積極的に保護・育成の方策を講ずることなどによって、その価値を更に高めるような取組も必要となります。特に、湿原、高山植生など脆弱性の高い自然の地域においては、必要に応じて利用者数の制限を行うなどの利用調整を行うとともに、地域の宝探しなどを通じて、新たな自然観光資源を発見・創出することによって、特定の地域に利用が集中しないような配慮も必要となります。

また、人間活動の活発化に伴って、野生生物の本来の移動能力を超えて、意図的又は非意図的に国外や国内の他の地域から導入される外来種によって、地域固有の生物相や生態系に悪影響を与えないよう配慮することも重要です。外来種による影響は、生態系や種レベルにとどまらず、観光資源として同じ種であっても遺伝的特性の異なる他の地域のメダカやホタルを放つことなどによって生じる遺伝子レベルでの攪乱^{かくらん}にも留意する必要があります。

一方、人との関わりの中で維持されてきた里地里山、里海など自然に対する人間の働きかけが縮小することによって生物多様性が劣化している地域においては、自然観光資源等の維持管理や再生に向けた活動をプログラムに組み込むなどエコツーリズムの活用によって生物多様性の回復も期待されます。

観光旅行者は、プログラムでの体験を通じて地域の自然に対する理解が深まるとともに、環境保全に対する意識が啓発され、日常の生活の場においても、環境保全に配慮した行動を取ることや、地球環境を意識するようになることが期待されます。また、地域においては、観光旅行者との交流などを通じて、地域の人々がその自然の価値に気付き、保全活動などに積極的に参加する効果が期待されま

す。

このような地域が主体となって資源を持続的に利用し管理する取組を通じて、地域のブランド力が高められ、集客力の更なる向上につながるといった相乗効果が期待されます。

2 普及啓発の推進

政府は、エコツーリズムの実施状況などに関する情報の収集、整理、分析を進めるとともに、観光圏の形成、農山漁村の活性化、環境教育及び生涯学習など各種関連施策とも有機的な連携を図りつつ、観光旅行者、特定事業者、地方公共団体などに対し、各主体に応じた積極的かつ効果的な情報提供を行います。

地方公共団体に対しては、エコツーリズムが自然的経済的社会的条件によって、その導入手法や効果などが異なることを踏まえ、他地域における取組事例などに関する情報提供や情報交換の場の提供を進めます。

観光旅行者に対しては、エコツアーへの参加を促進するため、各地で実施されているガイドランス及びプログラムに関する情報やエコツアーの楽しさ、参加することの効用などについて、各種媒体を活用して情報提供を行うとともに、特定事業者に対しては、ガイドランスの質の向上などを目的として、各地でのガイドランス事例などの情報提供に、協議会に対しては、地域における自然観光資源の持続可能かつ効果的なモニタリングの実施に向けて、海外を含む各地でのモニタリング事例などの情報提供に努めます。

また、都道府県及び市町村は、エコツーリズムが地域の生物多様性保全、観光振興、地域振興及び環境教育の推進や地域の課題解決などに寄与するものであることを踏まえ、関係部局が横断的に連携及び協力して、観光旅行者、特定事業者、地域住民などに対して、積極的かつ効果的にその周知に努めることが望まれます。

3 子どもの視点に立った継続的な取組の推進

地域においてエコツーリズムの取組を継続的に推進していくためには、プログラムの企画・運営に当たって、「子ども」を対象とした視点が重要となります。このことは、プログラムへの参加の潜在ニーズが、家族連れにおいて大きいことに加え、子どもの頃から自然とふれあうことで大人になってからもエコツーリズムへの継続的な参加が見込まれるなど、将来にわたってのニーズの発掘にもつながります。

また、推進地域においては、宝探しやプログラムづくりなどに地域の子どもたちが主体的に関わっていくことも重要です。子どもたちが主体的に関わることで、家族など大人の興味・関心につながり、結果として地域が一体となった取組への発展が期待されるとともに、子どもたちが地域の自然への理解を深め、地域に対して愛着を持つことで、将来的な地域の後継者づくりにもつながることが期待されます。

これらの取組を進めていくに当たっては、学校教育との連携も必要です。小中学生や高校生の農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」では、受入現場におけるエコツーリズム関係者の関わりも期待されており、今後、関連施策との連携強化を図っていきます。

4 技術的助言

環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省は、基本理念における自然環境の保全、観光振興、地域振興及び環境教育の場としての活用などの観点から、推進地域などにおける自然情報や社会情報、他地域におけるエコツーリズムの取組事例、ノウハウ、他法令及び関連施策との関係などを踏まえ、市町村や協議会に対して必要な技術的助言を行います。

都道府県は、推進地域などにおける広域かつ詳細な自然的経済的社会的情報を有しており、それらの情報提供や、条例や関連施策との関係、隣接地域との調整などについて、市町村や協議会に対してきめ細かな技術的助言を行うことが期待されます。

5 エコツーリズムの推進体制

環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省は、各地の協議会において、法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興及び環境教育の場としての活用に基づき、その活動が調和を保ちつつ進められているかを把握するとともに、国の責務であるエコツーリズムに関する広報活動などを連携して積極的に進めます。このため、4省を中心にした「エコツーリズム推進連絡会議」での連絡調整などを通じ、他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ります。また、エコツーリズム推進連絡会議では、必要に応じてエコツーリズムの適正な推進などに関して有識者などから助言を受けます。

政府は、地方公共団体の担当者を対象として開催する会議などを活用して、地方公共団体と緊密な情報交換を行い、推進地域などが抱える課題などを適切に把握するとともに、その結果を施策に反映させるなど地方公共団体との連携の一層の強化を図ります。

市町村は、エコツーリズムを推進しようとする地域の自然的経済的社会的条件などを踏まえ、あらかじめ都道府県及び周辺市町村の意見を聴くことなどにより、都道府県及び関係市町村との連絡調整などを円滑に行うことができるよう努めることが望まれます。

都道府県は、技術的助言や関係市町村などとの連絡調整を始めエコツーリズムの推進に関する市町村の取組を積極的に支援していくことが望まれます。

また、地方公共団体内でも、環境部局及び観光部局を始め、農林水産、教育、交通など関連部局間の横断的な連携が図られることが望まれます。